



2020年9月11日

各 位

会 社 名 株式会社ウエスコホールディングス
代表者名 代表取締役社長 山 地 弘
(コード番号：6091 東京市場第2部)
問合せ先 経営管理本部長 藤原 身江子
TEL 086-254-6111 (代表)

当社株券等の大量買付け等に関する規則（買収防衛策）の非継続（廃止）について

当社は、本日開催の取締役会において、「当社が発行者である株券等の大量買付け等に関する規則（買収防衛策）」の非継続（廃止）を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

当社は、2014年2月3日開催の取締役会において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を決定するとともに、基本方針に照らして不適切な者によって、当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして、2014年10月28日開催の第1回定時株主総会において「当社が発行者である株券等の大量買付け等に関する規則（買収防衛策）」（以下「本規則」といいます。）について株主の皆様のご承認をいただきました。

その後、2017年10月27日開催の第4回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき継続した本規則の有効期限は、本年10月27日に開催予定の第7回定時株主総会終結の時までとなっております。

当社は、買収防衛策に関する近時の動向、コーポレート・ガバナンスコードの浸透等の環境変化等を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるべく、本規則の継続の是非について慎重に検討した結果、当社における本規則の必要性が相対的に低下しているものと判断し、本日開催の取締役会において、本規則を継続しないことを決議いたしました。

当社は、今後も持続的な成長を図るための事業体制の構築を推進し、当社の企業価値および株主共同の利益の向上に取り組んでまいります。

なお、本規則の廃止後においても、当社株式の大規模買付を行おうとする者に対しては、株主の皆様が大規模買付行為の是非を適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて取締役会の意見等を開示し、株主の皆様が検討するために必要な時間と情報の確保に努めるなど、金融商品取引法、会社法その他関連法令に基づき、適切な措置を講じてまいります。

以上